

# ご存じですか？



「緑化フェンスの設置」と  
「つる性植物の植栽」が  
新たに追加されました！

## 新・生け垣等設置補助制度

朝霞市では、うるおいある緑のまちづくりのため、朝霞市緑化推進条例に基づき、民有地の生け垣や緑化フェンスの設置費用の一部を補助しています。お気軽にご相談ください。

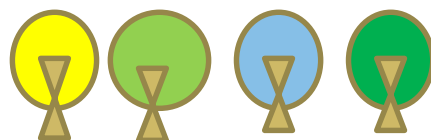
### ■補助の対象者

- ・本市の住民基本台帳に記載された方で、市税を完納している方
- ・本市に所有又は借地する敷地において、新しく生け垣や緑化フェンスを設置する方又は既存のフェンスに多年生のつる性植物（1・2年草を除く。）を植栽する方（過去にこの補助金を受けた敷地は対象外。）

### ■補助の対象となる工事等

- ・新しく生け垣や緑化フェンスを設置する植栽工事
- ・新しく生け垣や緑化フェンスを設置するため、高さ50cm以上のブロック塀等を取り壊す工事
- ・既存のフェンスに多年生のつる性植物を取りつけるもの

New!



New!

### ■補助の対象となる生け垣・緑化フェンスの主な内容

- ・公共的な道路に面して設置する長さ2m以上であること。
  - ・生け垣の樹木の高さはおおむね1m以上で、1m当たりの植栽本数は3本以上であること。
  - ・緑化フェンスは、多年生のつる性植物が取りつくのに適した金網等のフェンスに、1m当たり3株以上列植し、外部から見える緑化部分の高さが30cm以上あること。
  - ・既存のフェンスに多年生のつる性植物を植栽する場合は、1m当たり3株以上列植すること。
  - ・多年生のつる性植物の植栽基盤としてプランターやコンテナを用いる場合、プランターやコンテナの大きさは一つ当たり容量50リットル以上のもので、土地やフェンスに固定すること。
- ※既存の生け垣を撤去してつくるものは対象になりません。

### ■補助金の限度額

- ①生け垣又は緑化フェンスの新規設置費用に対し、道路に面した長さ1m当たり1万円までとし、10万円を限度額とします。
  - ②生け垣や緑化フェンスの設置に伴う、既設のコンクリートブロック塀等の撤去費用に対し、1m当たり1万円までとし、10万円を限度額とします。
- ※補助金の限度額は、①と②を合わせて、最高20万円となります。
- ③既存フェンスの多年生つる性植物の植栽費用に対し、道路に面した長さ1m当たり2千円までとし、2万円を限度額とします。



お問合せ 朝霞市役所 都市建設部 みどり公園課 〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号  
電話048-463-0374（直通） E-mail:midori\_koen@city.asaka.lg.jp



### 生け垣に利用される主な樹種の例

花を楽しむ生け垣	ウツギ、ムクゲ、トキワマンサク、サザンカなど
刈り込みのきく生け垣	ウバメガシ、カナメモチ、イヌツゲ、モチノキ、ニシキギなど

### フェンス緑化に利用される主な多年生のつる性植物の例

常緑つる植物	テイカカズラ、スイカズラ、ハゴロモジャスミン、サネカズラなど
落葉つる植物	ナツユキカズラ、ノウゼンカズラ、クレマチス、ツルウメモドキなど

### ■ 手続の流れ（工事を着工する10日前までに申請してください。）

